

◎新潟県告示第496号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新潟市の信濃川下流土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年4月12日

新潟県新潟地域振興局長

1 就 任

理事 加茂市大字加茂新田3902番地

塩野 與一

監事 加茂市大字下条甲1511番地1

井上 長治

就任年月日 平成28年3月19日

2 退 任

監事 加茂市大字加茂新田3902番地

塩野 與一

退任年月日 平成28年3月18日